

安中市道の駅基本構想策定業務委託仕様書

1 業務名

安中市道の駅基本構想策定業務

2 業務目的

安中市の将来像を実現するために必要な道の駅として、3つの基本的な機能(休憩、情報発信及び地域連携)に加え、地方創生・観光を加速する拠点(地域経済発展、防災機能及び地域連携)となりうる道の駅の整備に向けて、基本理念、導入機能及び規模などの計画条件を検討し、基本構想を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

4 受託事業者の責務

(1)本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務の目的等を十分理解し、業務を実施するものとする。

また、本仕様書や安中市道の駅基本構想策定業務委託プロポーザル実施要領のほか、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。

(2)本業務に関連し安中市が進捗などの調査又は報告を求めた場合、速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出するものとする。

(3)本業務の全てを再委託してはならない。また、一部を再委託する場合は、予め安中市の承認を得ること。

(4)本業務上知り得た情報は、漏らしてはならない。

5 業務内容

(1)基本構想の前提条件

①上位関連計画の整理

安中市の将来像や基本施策を整理するとともに、その実現に向けた道の駅の位置づけを整理する。

ア 安中市の将来像

イ 安中市の将来像の実現に向けた基本目標や施策の整理

ウ 上位関連計画における道の駅の位置づけの整理

②道の駅が果たすべき役割の整理

安中市の社会経済の動向及び課題を整理し、道の駅が果たすべき役割を整理する。

ア 安中市の人口、産業、交通及び土地利用等の社会的動向

イ 安中市の人口、産業、交通及び土地利用等の課題

ウ 道の駅の基本機能に加え、地方創生・観光を加速する拠点として果たすべき役割

③道の駅整備の基本目標及び基本理念の検討

道の駅が果たすべき役割を踏まえ、道の駅整備の基本目標及び基本理念を整理する。

ア 安中市の将来像の実現に寄与する道の駅整備の基本目標

イ キャッチフレーズや整備コンセプトなど安中市として特徴のある基本理念

④道の駅導入機能等の検討

上記①、②、③を踏まえ、道の駅に導入する機能や規模、環境等の計画条件を整理する。

(2)道の駅建設予定地の調査及び分析

道の駅が果たすべき役割を踏まえ、地方創生・観光を加速する拠点、交通拠点及び防災拠点として安中市の将来像の実現に寄与できるか、建設予定地の現況調査、立地条件及び計画条件について、調査・分析を行うとともに整備イメージを作成する。

①土地建物や権利現況の調査

②都市計画法、建築基準法、国土利用計画法及び農地法等による法規制の調査

③既往資料による前面自動車交通量の調査

④主要観光地の拠点との広域的な交通アクセス性の分析

⑤開発規模や拡張性の分析

⑥交通処理の分析

⑦周辺施設、土地利用及び住環境等との連携や調和の分析

⑧用地費や移転補償費等の概算

⑨建設予定地における整備イメージ(開発区域、ゾーニング及び動線の概念図等)の作成

⑩関係権利者、関係機関及び地域等へのヒアリングの実施

(3)検討委員会の運営支援等

道の駅基本構想策定にあたって、検討委員会の資料作成や記録作成を行う。

①検討委員会の運営支援(3回程度)

②道の駅整備に係る関係権利者へのヒアリングの実施

③許認可に係る関係機関へのヒアリングの実施

(4)今後の課題検討等に対する方向性の整理

検討結果を踏まえ、事業手法、管理運営手法及び事業スケジュール等、今後の検討課題等に対する方向性を整理する。また、次年度以降の検討課題等も同様に洗い出すとともに整理する。

①事業手法(国費の導入手法を含む)の整理

②管理運営手法の整理

③事業スケジュールの整理

④次年度以降の検討課題の洗い出し・整理

(5) 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間、及び業務終了時の計3回を基本とするが、この他にも必要に応じて適宜、打合せ協議を行う。また、打合せ協議の内容については、受託事業者が議事録に記録し、双方において確認するものとする。

(6) 基本構想(案)の策定

(1)から(5)において検討・協議した内容等を踏まえて、基本構想(案)を策定する。

6 提出成果品

(1) 本業務に係る成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------|
| ①基本構想 | 正本(A4)2部、副本(A4)2部 |
| ②基本構想概要版 | 正本(A4)2部、副本(A4)2部 |
| ③配置イメージ図 | カラー(A3)10部 |
| ④業務報告書 | 各1部 |
| ⑤上記の電子データ | 一式 |

(2) 電子データの提出

電子データ等の提出については、官庁営繕事業に係る電子納品ガイドライン及び建築設計業務等に係る電子納品要領による。また、電子データは、最新のウイルスチェックを行うこと。

(3) 納品等の諸事項

- ①成果物は、製本による図書と電子納品による。
- ②使用する言語は日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- ③電子納品は、CD-R又はDVD-Rに件名を表示して2部提出すること。
- ④市のホームページ等にて公表するため、不特定多数が閲覧可能なPDF形式のファイルに変換したものとする。
- ⑤製本化した成果物の元となったデータファイルも合わせて提出する。
 - ・文書、表、グラフ…Microsoft Office ソフトの形式
 - ・写真…JPEG 形式
 - ・図面…DXF 及び JWW 形式
 - ・その他…発注者が求める方式
- ⑥デザインやレイアウトに配慮し、写真、イラスト及び表などを盛り込むほか、見やすい配色(カラーユニバーサルデザイン推奨のものなど)とし、文字はUD書体とするなど、読みやすいものとする。

(4) 著作権等について

提出図書等の著作権及び使用権は安中市に帰属する。

(5) 写真の著作権等について

受託事業者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ①写真は、安中市が行う事務の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作権者名を表示しないことができる。
- ②次に掲げる行為をしてはならない(ただし、あらかじめ安中市の承諾を受けた場合は、この限りではない)。
 - ・写真を公表すること
 - ・写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

7 その他

- (1) この仕様書は、委託業務の概要を示すものであり、委託契約段階において、修正・追加等を行う場合がある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。